

○桐生市議会傍聴規則

(平成 15 年 12 月 22 日 桐生市議会規則第 1 号)

改正 平成 26 年 6 月 18 日議会規則第 1 号 令和 2 年 5 月 21 日議会規則第 1 号

桐生市議会傍聴規則(昭和 40 年桐生市議会規則第 1 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 130 条第 3 項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席)

第 2 条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席とする。

(一般席傍聴人の定員)

第 3 条 一般席の傍聴人の定員は 80 人とする。ただし、介助者又は手話通訳者で議長の許可を得た場合はこの限りでない。

(傍聴券の発行)

第 4 条 議長は必要があると認めるときは、一般席の傍聴券を発行することができる。

2 傍聴券は会議当日先着順に交付する。

(傍聴席及び付帯施設以外の入場禁止)

第 5 条 傍聴人は、傍聴席及び付帯施設以外に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第 6 条 次に該当する者は傍聴席に入ることができない。

(1) 危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者

(2) 酒気を帯びている者

(3) 前 2 号に定めるもののほか、会議を妨げ、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第 7 条 傍聴人は、傍聴席にあるときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 携帯電話、スマートフォン、電子機器等による通話(着信音を発することを含む。)をしないこと。

(2) 飲食又は喫煙をしないこと。

(3) 前 2 号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(写真などの撮影及び録音の禁止)

第8条 傍聴人は、写真などを撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人はこの規則に定めるもののほか、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年6月18日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年5月21日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。